



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

- *177 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 （建築住宅課）..... 1
- *178 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 （ " ）..... 9

規 則

和歌山県規則第177号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則（平成7年和歌山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居の申込み） 第5条 略 2 前項の特定公共賃貸住宅申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であって、住民票に記載され、又は記録されている男女の別（以下「住民票の性別」という。）が入居しようとする者と同一でない場合にあつては、戸籍謄本</u> (4) <u>同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であつて、住民票の性別が入居しようとする者と同一である場合にあつては、戸籍謄本及び申立書兼証明書（別記第1号様式の2）</u> (5) <u>同居させようとする者が婚姻の予約者である場合にあつては、戸籍謄本及び婚約等証明書（別記第1号様式の3）</u> (6) 略</p> <p>（請書） 第7条 略 2 前項の請書には、<u>次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入居決定者の印鑑登録証明書</u> (2) <u>緊急連絡人（条例第11条第1項第1号に規定する緊急連絡人をいう。以下同じ。）の印鑑登録証明書</u> (3) <u>同居者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であつて、住民票の性別が入居決定者と同一である場合にあつては、</u></p>	<p>（入居の申込み） 第5条 略 2 前項の特定公共賃貸住宅申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は婚姻の予約者がある者にあつては、その事実を証明する書類</u></p> <p>(4) 略</p> <p>（請書） 第7条 略 2 前項の請書には、<u>入居決定者の印鑑登録証明書及び緊急連絡人（条例第11条第1項第1号に規定する緊急連絡人をいう。以下同じ。）の印鑑登録証明書を添えなければならない。</u></p>

請書の付記（別記第3号様式の2）及び当該同居者の印鑑登録証明書 (4) 前3号に掲げるほか知事が必要と認める書類 3 略	3 略
--	-----

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式の2（第5条関係）

申立書兼証明書

和歌山県知事 様

年 月 日

私たち（ ）と（ ）は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

	申立者（入居申込者）	申立者（同居予定者）
ふりがな		
氏 名		
生年月日		
住 所		

上記申立者は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを証明します。

年 月 日 入居申込者側証人

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

本人との関係 _____

年 月 日 同居予定者側証人

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

本人との関係 _____

別記第1号様式の3（第5条関係）

婚約等証明書

入居申込者

住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

婚 約 者

住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

上記の両名は、現に〔婚約しており
婚姻と同様の意思があり〕、〔特定公共賃貸住宅に入居する日以前に入籍すること
特定公共賃貸住宅において、婚姻関係における共同
生活に類する共同生活を開始することに同意した〕ことを証明する。

年 月 日 入居申込者側証人

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

本人との関係 _____

年 月 日 婚約者側証人

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

本人との関係 _____

備考 婚約者には、婚姻の届出をしないが婚姻と同様の意思があり、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を開始する意思がある者を含む。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の2（第7条関係）

請書の付記

年 月 日

和歌山県知事 様

入居決定者（ ）の同居者（ ）は、特定公共賃貸住宅 団地
号棟 階 号室への入居に当たり、当該特定公共賃貸住宅の使用に関し、請書に掲げる事項
について、入居決定者（ ）と連帯して義務を負うことを付記します。

入居決定者の同居者

ふりがな 氏 名	-----	実 印	生 年 月 日
			年 月 日
住 所	電話番号（ ） -		
勤務先の所 在地、名称 及 電 話 番 号	電話番号（ ） -		

添付書類 入居決定者の同居者の印鑑登録証明書

別記第7号様式中

性別	生年月日
男・女	

を

生年月日

に改める。

別記第12号様式中

性別	職業

を

職業

に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第17条関係）

特定公共賃貸住宅同居人変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

団地住所

（ 団地 号棟 階 号室）

氏 名 印

電話番号 （ ） -

下記のとおり、同居人に変更が生じたので和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第17条の規定により届け出ます。

記

1 現在の居住状況

氏 名	生年月日	続柄	職 業	勤務先名称及び 電 話 番 号	備 考

2 異動人の状況

氏 名	生年月日	続柄	職 業	勤務先名称及び 電 話 番 号	備 考

添付書類 変更が生じた事実を証する住民票の写し又は戸籍謄本等

備考 届出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記第15号様式中

性別	職業

を

職業

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年和歌山県規則第172号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式の改正規定中「第15条」を「第17条」に改める。

和歌山県規則第178号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者資格)</p> <p>第1条の3 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの。<u>ただし、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条第3項及び第6条第2項に規定する者については、この限りでない。</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(入居の申込み)</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第1条の3 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(入居の申込み)</p>

第2条 条例第8条(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による入居の申込みは、県営住宅入居申込書(別記第1号様式)を知事に提出して行わなければならない。ただし、条例第5条の規定による入居の申込みであって、当該入居の申込みを行う者が現に公営住宅に入居している者である場合は、この限りでない。

2 前項の県営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が入居者の募集を行う場合において、県営住宅入居申込書への当該書類の添付を求めないことと決定したときは、入居予定者と決定された後に当該書類を提出するものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であって、住民票に記載され、又は記録されている男女の別(以下「住民票の性別」という。)が入居しようとする者と同一でない場合にあっては、戸籍謄本
- (4) 同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であって、住民票の性別が入居しようとする者と同一である場合にあっては、戸籍謄本及び申立書兼証明書(別記第1号様式の2)
- (5) 同居させようとする者が婚姻の予約者である場合にあっては、戸籍謄本及び婚約等証明書(別記第1号様式の3)
- (6)～(8) 略

(特別の事情があるものと認められる者)

第2条の2 条例第9条第2項第9号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第1条の3第1項第9号に該当する者

(2)～(4) 略

(請書)

第4条 略

2 前項の県営住宅の入居の請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 入居決定者の印鑑登録証明書
- (2) 緊急連絡人(条例第12条第1項第1号に規定する緊急連絡人をいう。以下同じ。)の印鑑登録証明書
- (3) 戸籍謄本その他の緊急連絡人が次条に規定する資格を有するか否かについて審査するために知事が必要と認める書類
- (4) 同居者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であって、住民票の性別が入居決定者と同一である場合にあっては、県営住宅の入居の請書の付記(別記第3号様式の2)及び当該同居者の印鑑登録証明書
- (5) 前各号に掲げるほか知事が必要と認める書類

第2条 条例第8条(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による入居の申込みは、県営住宅入居申込書(別記第1号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の県営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が入居者の募集を行う場合において、県営住宅入居申込書への当該書類の添付を求めないことと決定したときは、入居予定者と決定された後に当該書類を提出するものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者である場合にあっては、その事実を証明する書類

(4)～(6) 略

(特別の事情があるものと認められる者)

第2条の2 条例第9条第2項第9号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第5条第5号又は第6号に掲げる事由に係る者及び第1条の3第1項第9号に該当する者

(2)～(4) 略

(請書)

第4条 略

2 前項の県営住宅の入居の請書には、入居決定者の印鑑登録証明書及び緊急連絡人(条例第12条第1項第1号に規定する緊急連絡人をいう。以下同じ。)の印鑑登録証明書その他知事が緊急連絡人について次条に規定する資格を有するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式の2（第2条関係）

申立書兼証明書

様

年 月 日

私たち（ ）と（ ）は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

	申立者（入居申込者）	申立者（同居予定者）
ふりがな		
氏 名		
生年月日		
住 所		

上記申立者は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを証明します。

年 月 日 入居申込者側証人

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

本人との関係 _____

年 月 日 同居予定者側証人

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

本人との関係 _____

別記第1号様式の3(第2条関係)

婚約等証明書

入居申込者

住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

婚 約 者

住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

上記の両名は、現に〔婚約しており
婚姻と同様の意思があり〕、〔県営住宅に入居する日以前に入籍することに同意し
た
する共同生活を開始することに同意した〕、〔県営住宅において、婚姻関係における共同生活に類
することを証明する。〕

年 月 日 入居申込者側証人

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

本人との関係 _____

年 月 日 婚約者側証人

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

本人との関係 _____

備考 婚約者には、婚姻の届出をしないが婚姻と同様の意思があり、婚姻関係における共同生活に類する
共同生活を開始する意思がある者を含む。

別記第3号様式（裏）中

性別	生	年	月	日
		年	月	日

を

生	年	月	日
	年	月	日

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の2（第4条関係）

県営住宅の入居の請書の付記

年 月 日

様

入居決定者（ ）の同居者（ ）は、県営住宅 団地 号棟
階 号室への入居に当たり、当該県営住宅の使用に関し、県営住宅の入居の請書の1(1)から(10)ま
での事項について、入居決定者（ ）と連帯して義務を負うことを付記します。

入居決定者の同居者

ふりがな 氏 名	-----	実 印		生 年 月 日 年 月 日
住 所	電話番号（ ） —			
勤務先の所 在地、名称 及 び 電 話 番 号	電話番号（ ） —			

添付書類 入居決定者の同居者の印鑑登録証明書

別記第8号様式中

性別	職業

を

職 業

に改める。

別記第9号様式中

性別	変更の内容

を

変 更 の 内 容

に改める。

別記第11号様式中

性別	職業

を

職 業

に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第15号様式中「和歌山県規則第95号」を「平成9年和歌山県規則第95号」に改める。

別記第23号様式中

「

生年月日	性別

」

を

「

生年月日

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。